

## 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 片岡 健一郎

# 指定管理者監査等報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査

## 第2 監査の目的

指定管理者制度が法律並びに条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか、また、補助金の交付が法令等に適合し、その交付に公益上の必要性があるかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用及び補助金の適正な交付に資することを目的として監査を実施する。

なお、今回実施する監査対象施設は、令和元年度に指定管理者監査等を行っていることから、この際の指摘事項等が改善されているかについての確認も併せて行う。

## 第3 監査の対象

### 1 指定管理者監査

対象施設 岩倉市ふれあいセンター  
(以下「ふれあいセンター」という)

対象事業者 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会

担当部局 福祉部 福祉課

監査の範囲

- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
- ・指定管理者指定の手續に係るものは、上記以前の期間を含む。

### 2 財政援助団体監査

補助金の名称 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会運営費補助金

対象団体 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会

担当部署 福祉部 福祉課

監査の範囲 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの補助対象事業における出納その他の事務

## 第4 監査の期間

令和7年11月22日から令和8年1月31日まで

## 第5 監査実施場所

監査委員事務局室及びふれあいセンター

## 第6 監査の実施内容等

監査の実施に当たっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書等の出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、事業者へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているか、補助金の交付手続及び補助金が適正かつ効果的に使用されているかに主眼を置いて監査を実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

## 第7 監査の着眼点

### 1 指定管理者監査

#### 【社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。
- (2) 現金の管理及び利用料の減免・割増しの手続は適正になされているか。
- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 実績報告は適時行われているか。
- (6) 市民サービスの向上が図られているか。
- (7) 令和元年度に行った指定管理者監査等の指摘事項等が改善されているか。

#### 【福祉部 福祉課】

- (1) 指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。
- (2) 指定管理者は施設の管理に適した組織、経験等を有するか。
- (3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
- (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。また、必要な調査・指示を行っているか。
- (5) 施設管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 令和元年度に行った指定管理者監査等の指摘事項等が改善されているか。

### 2 財政援助団体監査

- (1) 補助金の交付に係る所定の事務手続きが適時に適正になされているか。

- (2) 補助金に係る実績報告は適正に行われているか。また、収支の会計経理は適正か。

## 第8 監査の結果及び意見

### 1 指定管理者監査

ふれあいセンターの指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

#### 【社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。

施設は、協定書に従い概ね適切に管理されていた。

- (2) 現金の管理及び利用料の減免・割増しの手続は適正になされているか。

施設の利用料として収受した現金及び収受業務に必要な釣り銭は、適切に保管しているとの報告を受けた。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第2条第2項の規定により、2期に分けて支払われている。事務手続の遅延はなく、請求・収受は適正になされていた。

- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。

日常業務に使用している帳簿等の確認をした。指定管理業務に係る出納と他の事業の会計は、区分して管理されていることを確認した。

- (5) 実績報告は適時行われているか。

基本協定書第9条の規定に基づき、事業報告書は、年度終了後30日以内に提出されていた。

- (6) 市民サービスの向上が図られているか。

指定管理者は、ふれあいセンターの利用者へのアンケートを行い、施設の使いやすさ、接遇等の満足度を評価してもらうとともに要望を聴き改善に努めている。

また、ふれあいセンターを利用する団体の代表者や民生委員を委員に選出し、意見を聴く利用者懇談会が開催されていた。ここでは、施設や備品への改善要望や、その他の個別の課題について協議され、意見等の把握に努めており、意見を参考にシャワートイレを設置するな

ど市民サービスの向上が図られていた。

(7) 令和元年度に行った指定管理者監査等の指摘事項等が改善されているか。

- ①「収支決算書において、収入の部の「当初予算額」は、市の歳出の指定管理料の予算額を計上すべきところ、誤った金額を計上してしまい「補正額」という欄を作って金額を合わせる事務処理をしていた。その処理をしても「予算現額」は市の予算と不一致であり、いずれにしても適正な事務処理ではない。」との指摘について

市より指定管理者へ適正な事務に努めるよう指示があり、適正に処理されていることが確認できた。

- ②「指定管理者の収入として、行政財産の目的外使用許可をしている自動販売機の光熱水費を計上し、年度末に施設の光熱水費と合わせて精算している。目的外使用許可は市長の権限に属するもので、それにより発生する使用料や光熱水費は元より市の歳入に属するもので、指定管理業務の予算書に計上されるものではないので注意されたい。」との指摘について

指定管理者より「市の歳入として取り扱うよう改めます。」との回答があり、現在も指定管理者の予算書の記載もなく、現に市の歳入とされていることを確認した。

- ③「積極的に利用者の意見等の把握に努めるために、利用者代表、指定管理者及び市担当課による情報交換の場である利用者会議の活用も検討されたい。」との指摘について

市より指定管理者へ利用者会議の実施や、毎月市と指定管理者が情報共有する場の設定と、アンケートを実施するよう指示し、毎年度アンケートや利用者懇談会を開催するとともに、市とも定期的な情報共有を行っていることを確認した。

- ④「会議室等の管理状況を確認したが、倉庫の非常口の周辺に障害物が置かれている状況があった。緊急時に備え収納物品の整理をし、避難の導線を確認されたい。」との指摘について

指定管理者より非常階段に置かれていた物資は、不要備品の廃棄などにより空いたスペースに配置転換し、避難の導線を確認したとの回答を得るとともに、現地においても確認した。

- ⑤「実績報告書に補助金対象職員数5人に対し、6人分の人件費が計上されていた。不適切な事務処理である。」との指摘について

当初補助対象ではなかった者の計上については、不適切な処理のため、市に返還することとした。(令和2年4月15日返還済み)その後、人件費は適切に計上されているとの回答を得た。

## 【 福祉部 福祉課 】

### (1) 指定管理者の指定の手續が条例の定めに従い、公正に行われているか。

ふれあいセンターの指定管理者の選定においては岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第2条第1項ただし書きの規定により、公募によらず社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会を選定している。選定理由について、「当該施設は高齢者の生きがい活動の増進、地域福祉のための人材養成並びにボランティアの育成及び強化を図るとともに地域福祉活動の推進に寄与するため設置されており、福祉関連の市民団体やボランティアの活動拠点となっている。そのため、当該施設の指定管理は、本市において地域福祉の推進に長年の実績があり、現在の指定管理者である社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会が請け負うことが当該施設の設置の目的を効果的に達成することができるものと判断するもの。また、平成31年度から令和4年度までの指定管理者評価委員会における指定管理業務事業評価について、各年度において良好（評価が目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。）の評価がされている。」とのことであった。

その後、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第4条第1項の規定により令和5年12月21日に議会の議決を経て、同条例第5条の規定により令和6年1月9日に指定管理者として告示した。

### (2) 指定管理者は施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会は、平成21年度から継続して指定管理者として当施設の管理運営をしている。その間に培った経験により、変化する市民ニーズにも対応しながら施設の設置目的や趣旨に沿った運営をしている。

### (3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

令和6年4月1日に基本協定書を締結し、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結しているが、これらの協定書の内容は概ね適正であった。

### (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等により的確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。また、必要な調査・指示を行っているか。

指定管理者、施設所管課及び指定管理者評価等委員会による評価は、

令和6年度のものを確認したが、指定管理者の履行確認、効果の測定は概ね適正に行われていると認められた。また、令和6年度の評価においては、全ての項目においてB評価（良好）となっていた。

**(5) 施設管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。**

指定管理に関する経費の算定については、科目ごとに必要な金額が積算されており、適正に算定されていることを確認した。

また、支出時期については請求日から1か月以内に支出されており、適正に手続されていた。

**(6) 令和元年度に行った指定管理者監査等の指摘事項等が改善されているか。**

- ①「利用料金は基本協定書第5条において、指定管理者の収入として收受するものとされているが、平成30年度における年度協定書第2条第3項においては、利用料金を含めて精算を行い、残額が生じた場合は、委託者へ返還するものと規定され、年度末には利用料金を市に返還している。基本協定書で採用するとしている利用料金制と矛盾する取扱いとなっている。早急に整理が必要である。」という指摘について

基本協定書に合わせ、利用料金制とし、指定管理者の収入として收受するものとした。令和2年度の年度協定書の内容を変更し、令和2年4月1日付けで締結した。また、令和6年度の年度協定書においても同様の内容が確認でき、利用料金は指定管理者の収入として收受されていた。

- ②「利用料金制を採用する場合、ふれあいセンター設置管理条例第14条第2項の規定により、利用料金の額は使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるが、その場合の同条第3項に規定する告示がなされていない。平成21年に最初に指定管理者を指定した際には告示をしているが、平成26年、平成31年の指定時にはなされていないので適切な対応をされたい。」との指摘について

市は、令和元年度～令和5年度の指定管理期間について、令和元年度分を令和2年2月20日付けで告示した。

また、条例改正に伴う使用料の変更により、令和2年度から令和5年度分について、指定管理者から利用料金の額について事前に承認届の提出を受け、市が承認した後、令和2年2月20日付けで告示したとの報告を受けた。一方で、今回の監査対象期間である令和6年度からの利用料金の承認(決定)に関する事務処理がなされていなかったとの報告が担当課からあり、令和7年12月12日付けで告示をしたとのこと

であった。

- ③「施設管理の一部を第三者へ委託する場合は市の承認を得る必要があるが、指定管理者からの報告と市の承認がされていない。」との指摘について

市より、「令和2年度分から、毎年度、指定管理者から承認届を受理し、市が承認する手続きを実施します。令和2年4月1日付けにて承認した」との回答を得た。令和6年度分についても適正に処理されていることを確認した。

- ④「補助対象職員1名の地域手当を1桁誤って計上していた。手当の予算額と決算額を比較することにより容易に気付くことのできる事務誤りである。担当課は実績報告書と共にこの明細書を受領し、明細書の金額で精算したが、確認が不十分である。」との指摘について

市より、「実績報告書等の内容を的確に確認するよう努める」との回答を得た。令和6年度分の資料を確認したところ、こういった誤りはなく、適正に処理されていることを確認した。

## 2 財政援助団体監査

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会運営費補助金に係る出納、事務の執行状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

- (1) 補助金の交付に係る所定の事務手続きが適時に適正になされているか。  
補助金の交付に関する事務手続きについては適時に行われていた。
- (2) 補助金に係る実績報告は適正に行われているか。また、収支の会計経理は適正か。

当補助金は、社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会の社会福祉事業区分の担当職員の人件費を対象とし、補助率は100%である。ただし、他の委託料などで人件費が支弁される職員は対象としていない。提出された証書類及び当日ヒアリングによる確認の結果、実績報告、会計経理いずれも適正に行われていた。

## 第9 総括

今回の監査対象は、平成21年度からふれあいセンターの指定管理者として継続して指定されている社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会であったが、長年の実績と経験があり、日々の運営状況に大きな問題は発生していなかった。指定管理者監査及び財政援助団体監査を通して、指定管理者又は市に検討していただきたいこと等についての意見を述べる。

- (1) 基本協定書の管理仕様書について、「2 建物、設備、備品等の維持管理に関する業務」の内容が、実際に委託している内容と乖離している

ものがあつたため、一度整理をしてほしい。併せて管理業務再委託事前届の内容についても整理してほしい。

- (2) 「岩倉市ふれあいセンター消防計画（防火管理規定）」第14条における自主点検の実施が不十分であつたため、今後の実施について検討いただきたい。また、同計画第10条に規定されている震災予防対策として什器・備品の転倒防止措置や高所にある物品の除去等を行ってほしい。
- (3) 施設の保守点検を行った際に、懸念事項等があれば結果の写しを市と共有する等認識を共にし、アンケートや懇談会の内容も踏まえながら計画的な修繕に努めてほしい。
- (4) 施設の貸し出している部屋の稼働率については、高くないとのことであつた。福祉活動の推進に寄与するため施設という特性上難しいこととは思ふが、例えば他の施設が埋まっていた使えなかつた際の受け皿となるなど、他施設とも連携して稼働率を上げるための方法について検討してほしい。
- (5) 実績報告書の一部として提出されている「岩倉市ふれあいセンター管理業務収支決算書」について、予算と決算で大きく差異が出た項目については、どういった要因でそうなつたのかということに記載することで市と共有を図ってほしい。
- (6) 平成31年に策定され、令和4年3月改訂が行われた「岩倉市公共施設再配置計画」においては、令和8年度に大規模改修を行う予定とされていたが緊急性がないため見送ることとなつたとの説明が担当課よりあつた。財政状況が厳しい中であることは承知の上ではあるが、建築より30年が経過しており、大規模改修を行うことで後々の修繕に係る支出等が抑えられることも考えられるので、今後の検討課題としてほしい。
- (7) 令和6年度の社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会運営費補助金においては、産休・育休の職員が居たため、提出された書類においては、どの時期に何人で業務を行つていたかが分かりにくいものであつた。また、予算より少ない人数で業務を行つたことにより、最終的に多くの返還金が出ることとなつた。産休・育休の職員を含めた人件費を正確に見込むことは難しいとは思ふが、市と指定管理者との綿密な調整の上で、精緻な積算をお願いするとともに、非常勤職員の業務内容の整理を行い、業務に必要な人数について市と再検討を行うことについても併せてお願いしたい。

ふれあいセンターは、高齢者の生きがい活動の増進、地域福祉のための人材養成、ボランティアの育成・強化を図るとともに福祉活動の推進に寄与するための施設である。施設巡視の際に、高齢者の介護予防を目的としたシルバーリハビリ体操や、高齢者の健康増進や交流の場として健康マー

ジャン等が行われているとの説明があった。指定管理者においては、今後も市と協力しながらこれまでの経験を活かした市民の健康づくりや交流を支えるとともにふれあいセンターを適切に管理することで、住民福祉の向上に寄与してほしい。

## 第10 指定管理に係る事業等の概要

### 1 監査対象団体の概要

- (1) 団体名 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会
- (2) 代表者 会長 伊藤 憲治
- (3) 住 所 愛知県岩倉市西市町無量寺2番地1
- (4) 設立目的 福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- (5) 設立年月日 1979年（昭和54年）2月20日
- (6) 従業員数（令和7年11月18日現在）36人（うち臨時職員26人 派遣1人）
- (7) 事業内容
  - ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - ・共同募金事業への協力
  - ・生活福祉資金貸付事業
  - ・くらし資金貸付事業
  - ・法外貸付事業
  - ・出産資金貸付事業
  - ・居宅介護等事業
  - ・福祉サービス利用援助事業
  - ・障害福祉サービス事業
  - ・移動支援事業
  - ・居宅介護支援事業
  - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
  - ・子育て世帯訪問支援事業
  - ・生活支援体制整備事業
  - ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

## 2 指定管理業務の内容

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会は、ふれあいセンターの指定管理者の指定を受け、平成21年4月1日から次の業務を行っている。

- ・ ふれあいセンターの利用の許可等に関する業務
- ・ ふれあいセンターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ・ 以上のほか、市長が必要と認める業務

### (1) 指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</li> <li>・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則</li> <li>・ 岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例</li> <li>・ 岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則</li> </ul>		
基本協定書締結年月日	令和6年4月1日		
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日		
選定方法	非公募		
指定管理料	年度	令和6年度	令和5年度
	予算額	8,678,000円	8,711,000円
	決算額	6,974,014円	7,214,542円
実績報告書提出日	令和7年4月30日	令和6年4月30日	

### (2) 協定の内容等（令和6年度）

修繕料	修繕料の費用負担区分	1件につき10万円以下のものについては、指定管理者が指定管理料の中で実施する。 10万円を超えるものについては、市が実施する。
	30万円を超える修繕料（市負担分）の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小便器センサー取替修繕 96,800円 （本来であれば10万円以下の修繕のため、指定管理者が指定管理料の中で実施するものとしていますが、本修繕においては小便器3台の故障を確認していましたが予算が不足していることから令和5年度に2台修繕し、令和6年度に1台修繕を行うものであることから一連の修繕工事であるため、福祉課のふれあいセンター施設管理費から修繕費用を支出するもの）</li> <li>・ 空調修繕 319,000円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 415,800円</p>
	修繕料の精算額	市への返還額 213,100円
光熱水費	光熱水費の費用負担区分	受託者は、会計年度終了後、30日以内に管理経費、利用料金及びその他の収入を含めて精算を行い、残額が生じた場合は、委託者へ返還するものとする。

備品購入費	費用負担区分	市の負担
	備品購入の実績	なし
その他	利用料金制度	採用している。(令和6年度実績 62,975 円)

(3) 収支状況 (令和6年度)

区分		予算額 (A)	決算額 (B)	(B) / (A)
(収入内訳)	収入	8,678,000 円	6,974,014 円	80.36%
	市受託金	70,000 円	62,975 円	/
	利用料収入	0 円	0 円	
(支出内訳)	支出	8,678,000 円	6,974,014 円	80.36%
	非常勤職員給与	546,000 円	546,000 円	/
	事務消耗品費	129,000 円	128,325 円	
	水道光熱費	4,637,000 円	3,315,436 円	
	修繕費	300,000 円	86,900 円	
	通信運搬費	42,000 円	21,988 円	
	業務委託料	2,937,000 円	2,800,880 円	
	手数料	14,000 円	8,910 円	
	租税公課	3,000 円	2,600 円	
	利用料収入繰入金	70,000 円	62,975 円	

(4) 指定管理料の支払状況 (令和6年度)

	支払額	請求日	支払日
1回	4,304,000 円	令和6年4月2日	令和6年4月19日
2回	4,304,000 円	令和6年9月18日	令和6年10月10日
計	8,608,000 円	/	

## (5) 施設利用数

(単位：人)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
4年度	92	87	81	92	66	80	
5年度	87	102	84	97	61	62	
6年度	93	97	87	110	81	80	
増減 (6-5)	6	▲5	3	13	20	18	
年 度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4年度	85	71	77	68	94	97	990
5年度	99	75	92	79	107	104	1,049
6年度	114	71	99	86	74	123	1,115
増減 (6-5)	15	▲4	7	7	▲33	19	66

○岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例

平成4年12月24日条例第31号

改正

平成21年3月31日条例第7号

平成31年3月27日条例第13号

令和元年9月30日条例第11号

岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市ふれあいセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 高齢者の生きがい活動の増進、地域福祉のための人材養成並びにボランティアの育成及び強化を図るとともに地域福祉活動の推進に寄与するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

**第3条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩倉市ふれあいセンター
- (2) 位置 岩倉市西市町無量寺2番地1

(利用時間)

**第3条の2** センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第3条の3** センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

**第4条** センターに、センター長その他必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

**第5条** センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) その他管理上支障があると認めるとき。

(特別の設備)

**第7条** 第5条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

**第8条** 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

**第9条** 市長は、利用者が前2条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

**第10条** 使用料は、徴収しない。ただし、第2条に該当しない場合で、センターの全部又は一部を専用して利用しようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第11条** 納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

- (1) 第9条第2項の規定により市長が公共の福祉のため許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- (2) 利用者が市長の承認を受けて利用の中止をしたとき。
- (3) 災害等特別の理由により利用の中止をしたとき。

(損害賠償)

**第12条** 利用者が、故意又は過失によつて建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第13条** 市長は、センターの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金)

**第14条** 市長は、前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に、センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示しなければならない。

- 4 利用料金の徴収及び還付については、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第15条** 第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの利用の許可等に関する業務
- (2) センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第16条** 第13条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者等に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者等に対して不当な差別的扱いをしないこと。
- (4) センターの建物、設備、備品等の保全を適切に行うこと。
- (5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等)

**第17条** 第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第3条の2ただし書及び第3条の3第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによりセンターの管理者に変更があつた場合において、変更前のセンターの管理者により行われた第5条の規定による許可は、変更後のセンターの管理者により行われたものとみなす。

3 第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年岩倉市規則第31号）第4条第1号ウの期間内に納付された利用料金について、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(雑則)

**第18条** この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第13号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例（第6条（照明設備1面に係る部分に限る。）、第7条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）及び第13条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

利用時間		午前	午後	夜間	全日
利用区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
	研修・会議室	円 320	円 420	円 420	円 1,160
多目的ホール		740	960	960	2,660
視聴覚室	A	530	740	740	2,010
兼研修室	B	420	640	640	1,700

**改正**

平成6年4月1日規則第13号

平成21年3月31日規則第2号

平成31年3月29日規則第19号

令和3年3月26日規則第13号

岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する条例（平成4年岩倉市条例第31号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、岩倉市ふれあいセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

**第2条及び第3条 削除**

(利用の申請)

**第4条** 条例第5条第1項の規定によりセンターを利用しようとする者は、その利用しようとする日の属する月の2月前から利用しようとする日の3日前（条例第3条の3に定める休館日（以下「休館日」という。）を除く。）までの間に、岩倉市ふれあいセンター利用許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

**第5条** 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、岩倉市ふれあいセンター利用許可書（様式第2）を交付するものとする。

(許可の変更)

**第6条** 前条の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、利用期日の3日前（休館日を除く。）までに岩倉市ふれあいセンター利用変更許可申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの利用の変更を許可するときは、岩倉市ふれあいセンター利用変更許可書（様式第4）を交付するものとする。

(利用の取消し)

**第7条** 利用者が利用の取消しをしようとするときは、岩倉市ふれあいセンター利用許可取消届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

**第8条** 条例第10条第2項の規定による使用料の減免は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、岩倉市ふれあいセンター使用料減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を承認又は却下したときは、岩倉市ふれあいセンター使用料減免承認・却下書(様式第7)を交付するものとする。

(使用料の還付)

**第9条** 条例第11条の規定により使用料を還付する場合は、岩倉市ふれあいセンター使用料還付通知書(様式第8)により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、岩倉市ふれあいセンター使用料還付請求書(様式第9)により還付を受けることができる。

(遵守事項)

**第10条** 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物の携帯又は動物類を携行しないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(損傷等の届出)

**第11条** 利用者は、建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、直ちに岩倉市ふれあいセンター損傷(滅失)届(様式第10)を提出しなければならない。

(読替規定)

**第12条** 条例第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第4条から第7条までの規定中「市長」とあり、並びに様式第1から様式第5まで及び様式第10中「岩倉市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 条例第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、この規則中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長」とあり、及び様式第6から様式第9までの規定中「岩倉市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(雑則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成6年規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた改正前の岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則に基づいてなされたものとみなす。

**附 則** (平成21年規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月26日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて使用されている様式は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第8条関係）

使用料減免基準	減免率
公益性のある研修、会議等に使用するとき	100パーセント
その他市長が公益上必要と認めるとき	50パーセント

様式第1

以下略